

法人税法の一部を改正する法律案について

第一 改正の趣旨

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度（いわゆるオーナー課税制度）については、

- ① 中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な一人会社とはいえない中小企業にまで広範に適用が及ぶ結果となっており、中小企業の活性化を阻害する要因となっていること
- ② 我が国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること

等にかんがみ、これを廃止する必要がある。

第二 改正の内容

- 1 オーナー課税制度に関する規定（法人税法第35条）を削除すること。
- 2 この法律は、平成20年10月1日から施行するものとする。
- 3 法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によるものとする。

(参考)

この法律の施行により歳入減となる額は、平年度約160億円の見込みである。